

24 吹環環第 99 号
平成 24 年 4 月 24 日
(2012 年)

事業者各位

吹田市環境部長
(公印省略)

「吹田市遺伝子組換え施設等、病原体等取扱施設及び放射性同位元素取扱施設に係る市民の安心安全の確保に関する条例」に係る届出施設に設置している機器の点検について(通知)

平素は、本市環境行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、平成 23 年 4 月 1 日から、施設の安全管理体制の整備、安全管理に関する情報発信、協定の締結その他必要な事項を定めることにより、市民が安心して生活できる安全な環境を確保することを目的として「吹田市遺伝子組換え施設等、病原体等取扱施設及び放射性同位元素取扱施設に係る市民の安心安全の確保に関する条例」(以下、「条例」という。)を施行し、一年が経過しました。

今般、全事業所において、条例に基づく立入調査を行い、施設の安全管理体制の整備状況等を確認しました。その結果、拡散防止措置に関する装置である安全キャビネット及び高圧滅菌器の定期検査(自主を含む)を実施していない、若しくは、実施しているものの事業者ごとの点検内容に差異が見られたことから、業者による定期検査を実施していない場合は、別紙の自主検査票を活用いただき、定期的な検査を実施していただきますよう、お願いします。

なお、労働安全衛生法第 45 条において、高圧滅菌器が同法施行令第 1 条 6 号で定める小型圧力容器に該当する場合は、ボイラー及び圧力容器安全規則第 94 条で定めるところにより、定期的に自主検査を行い結果を記録することが規定されていますので御確認ください。

また、今後の立入調査時には、検査の実施状況を確認させていただきますので、よろしく願います。

〒564-8550

吹田市環境部地域環境室環境保全課

樋上、谷口、宮

TEL 06-6384-1850 (直通)